

	<h2>職員の期末・勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延による支払いの発生について</h2>
<p>と き</p>	<p>10月4日（水）発表</p>
<p>6月30日に支給した期末・勤勉手当（令和3年～5年分）に係る源泉所得税について、納期限を誤認したことにより税務署への納付が遅延していたことが判明しました。</p> <p>納付の遅延により、「不納付加算税」「延滞税」が課されたため、3か年の合計で37,115,600円の支払いが生じました。</p> <p>不適切な事務処理により、区政への信頼を損なう事態を招いたことを、深くお詫び申し上げます。事故の発生を重く受け止め、再発防止に向けて取り組んでまいります。</p>	

【概要】

給与所得から源泉徴収した所得税は、支給した月の翌月10日（本件の場合、7月10日）までに納付しなければならない。

6月30日に支給した職員の期末・勤勉手当（令和3年～5年分）に係る源泉所得税について、納期限を誤認したことにより、税務署への納付が遅延（8月10日納付）した。

その結果、不納付加算税と延滞税が課されることとなった。

【不納付加算税および延滞税の試算額】

37,115,600円（3年間合計）

（内訳）

年分(経過日数)	不納付加算税額 ※1	延滞税額 ※2	合計
令和3年分(29日)	なし	706,900円	706,900円
令和4年分(30日)	16,542,000円	652,600円	17,194,600円
令和5年分(31日)	18,461,500円	752,600円	19,214,100円
計	35,003,500円	2,112,100円	37,115,600円

※1 不納付加算税額：納付すべき金額×不納付加算税の割合(5%)

※2 延滞税額 ; 納付すべき金額×延滞税の割合(2.4%(令和3年は2.5%))×経過日数÷365日

【経過】

- 8月10日 令和5年6月30日支給の期末・勤勉手当に係る所得税を納付
- 9月13日 練馬東税務署から確認があり、令和5年分の遅延が判明
- 9月19日 令和3年・4年分の納付の遅延を練馬東税務署へ報告

